

居宅介護支援におけるモニタリングについて①

運営基準（基準条例第16条(15)）

介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

居宅介護支援におけるモニタリングについて②

(解釈通知)第14号(抜粋)

介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定居宅サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録することが必要である。また、面接は、原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこととする。

ただし、基準第13条第14号ロ(1)及び(2)の要件を満たしている場合であって、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができる。なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当である。また、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

テレビ電話装置等を用いたモニタリングを行う際の注意点

1. 文書により利用者からの同意を得ること
→文書による同意が確認できない場合、減算になる可能性があります。
2. 利用者の状況が安定していることについて、サービス担当者会議等で総合的に判断すること（介護者・住環境・サービスの利用状況に変化が無いこと）
3. 利用者がテレビ電話装置等を介して、対面の際と同程度の対応ができること
4. 画面越しでは確認できない利用者の情報について、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完すること
→担当者への情報収集を依頼するに当たっては「情報連携シート」参考にしてください。
5. 主事の医師や担当者等から合意を得ること



モニタリングに係る情報連携シート

モニタリングに係る情報連携シート

別紙 3

1. 基本情報		
※白色のセルは居宅介護支援事業所が記入ください。 ※オレンジ色のセルはサービス事業所が記入ください。		
	居宅介護支援事業所	サービス事業所
フリガナ 利用者名		※利用者名を製造共有できる場合、利用者名は記入不要
事業所名		
記載者名		
記載者役職	介護支援専門員	
記載日		

2. ケアの実施状況・目標の達成状況 (本項目はサービス事業所が記入ください)		
ケアの実施状況 (具体的内容、ケアプラン通りに実施されているか、サービスの内容が適切か等)		
目標1	目標の内容	
	目標達成状況と状況 (該当する項目に○の上、自由記述)	達成 一部達成 未達成
	ケアの評価と根拠 (該当する項目に○の上、自由記述)	継続 見直し 中止
目標2	目標の内容	
	目標達成状況と状況 (該当する項目に○の上、自由記述)	達成 一部達成 未達成
	ケアの評価と根拠 (該当する項目に○の上、自由記述)	継続 見直し 中止
特記事項		

3. ケアマネジャーとサービス事業所の情報連携		
サービス事業所に確認してほしい項目 (該当する項目をすべてチェック)		
<input type="checkbox"/> 利用しているサービス事業所の状況 (満足度等) <input type="checkbox"/> サービスの適正度 <input type="checkbox"/> ADL <input type="checkbox"/> 生活リズム <input type="checkbox"/> 社会との関わり	<input type="checkbox"/> 利用者の変化 <input type="checkbox"/> 新しい生活課題 <input type="checkbox"/> IADL <input type="checkbox"/> 排泄の状況 <input type="checkbox"/> 家族等の状況	<input type="checkbox"/> 利用者・家族の要望 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 認知機能や判断能力 <input type="checkbox"/> コミュニケーションにおける理解と表出の状況 <input type="checkbox"/> 口腔内の状況 <input type="checkbox"/> 食事摂取の状況 <input type="checkbox"/> 家族の状況変化 <input type="checkbox"/> 個別援助計画変更の必要性 <input type="checkbox"/> コミュニケーションにおける理解と表出の状況 <input type="checkbox"/> 口腔内の状況 <input type="checkbox"/> 食事摂取の状況

情報収集の観点 (介護支援専門員が記載)	確認した事項 (半年ごとの訪問時または依頼があった項目の他、変化や課題があった項目にはコメント記入ください) (該当する方に○) 変化 課題		具体的な内容
		あり/なし	
	あり/なし	あり/なし	
	あり/なし	あり/なし	
	あり/なし	あり/なし	
	あり/なし	あり/なし	
	あり/なし	あり/なし	
	あり/なし	あり/なし	
	あり/なし	あり/なし	
	あり/なし	あり/なし	
	あり/なし	あり/なし	
	あり/なし	あり/なし	

特に確認したい事項・情報共有事項、総括

※参考：課題分析標準項目について
 「サービス事業所に確認してほしい項目」のうち、「ク 健康状態」～「ナ その他留意すべき事項・状況」については、令和5年10月16日に発出された「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について (厚生労働省、老 認 発 1016 第 1 号) のうち、記載に対応しております。
 以下、『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について』の一部抜粋

課題分析 (アセスメント) に関する項目		
NO	標準項目名	項目の主な内容 (例)
10	健康状態	利用者の健康状態及び心身の状況 (身長、体重、BMI、血圧、脈拍数、主病、症状、痛みの有無、褥瘡の有無等)、受診に関する状況 (かかりつけ医・かかりつけ歯科医の有無、その他の受診先、受診頻度、受診方法、受診時の同行者の有無等)、服薬に関する状況 (かかりつけ薬剤師・かかりつけ歯科医師の有無、処方薬の有無、服薬している薬の種類、服薬の実施状況等)、自身の健康に対する理解や意識の状況について記載する項目
11	ADL	ADL (搬送り、起き上がり、座位保持、立位保持、立ち上がり、移乗、移動方法 (杖や車椅子の利用有無等を含む)、歩行、階段昇降、食事、整容、更衣、入浴、トイレ動作等) に関する項目
12	IADL	IADL (調理、掃除、洗濯、買物、服薬管理、金銭管理、電話、交通機関の利用、車の運転等) に関する項目
13	認知機能や判断能力	日常の意思決定を行うための認知機能の程度、判断能力の状況、認知症と診断されている場合の中核症状及び行動・心理症状の状況 (症状が見られる頻度や状況、背景になりうる要因等) に関する項目
14	コミュニケーションにおける理解と表出の状況	コミュニケーションの理解の状況、コミュニケーションの表出の状況 (視覚、聴覚等の能力、言語・非言語における意思疎通)、コミュニケーション機器・方法等 (対面以外のコミュニケーションツール (電話、PC、スマートフォン) も含む) に関する項目
15	生活リズム	1日及び1週間の生活リズム・過ごし方、日常的な活動の程度 (活動の内容・時間、活動量等)、休息・睡眠の状況 (リズム、睡眠の状況 (中途覚醒、昼夜逆転等) 等) に関する項目
16	排泄の状況	排泄の場所・方法、尿・便意の有無、失禁の状況等、後始末の状況等、排泄リズム (日中・夜間の頻度、タイミング等)、排泄内容 (便秘や下痢の有無等) に関する項目
17	清潔の保持に関する状況	入浴や除菌の状況、皮膚や爪の状況 (皮膚や爪の清潔状況、皮膚や爪の異常の有無等)、寝具や衣類の状況 (汚れの有無、交換頻度等) に関する項目
18	口腔内の状況	歯の状態 (歯の本数、欠損している歯の有無等)、義歯の状況 (義歯の有無、汚れ・破損の有無等)、かみ合わせの状態、口腔内の状況 (歯の汚れ、舌苔・口臭の有無、口腔乾燥の程度、腫れ・出血の有無等)、口腔ケアの状況に関する項目
19	食事摂取の状況	食事摂取の状況 (食形態、食事回数、食事の内容、食事量、栄養状態、水分量、食事の準備をする人等)、摂食嚥下機能の状態、必要な食事の量 (栄養、水分量等)、食事制限の有無に関する項目
20	社会との関わり	家族等との関わり (家庭内での役割、家族等との関わり状況 (同居でない家族等との関わりを含む) 等)、地域との関わり (参加意欲、現在の役割、参加している活動の内容等)、仕事との関わりに関する項目
21	家族等の状況	本人の日常生活あるいは意思決定に関わる家族等の状況 (本人との関係、居住状況、年代、仕事の有無、情報共有方法等)、家族等による支援への参加状況 (参加意欲、現在の負担感、支援への参加による生活の課題等)、家族等について特に配慮すべき事項に関する項目
22	居住環境	日常生活を行う環境 (浴室、トイレ、食事をとる場所、生活動線等)、居住環境においてリスクになりうる状況 (危険箇所の有無、整理や清掃の状況、室温の保持、こうした環境を維持するための機器等)、自宅周辺の環境やその利便性等について記載する項目
23	その他留意すべき事項・状況	利用者に関連して、特に留意すべき状況 (虐待、経済的困窮、身寄りのない方、外国人の方、医療依存度が高い状況、着取り等)、その他生活に何らかの影響を及ぼす事項に関する項目

●特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行う●

ポイント①☞ 「特段の事情」として認められるのは、利用者側の事情によるもののみです。

例)・入院・入所等により月末まで継続的に利用者が不在の場合

※ 月内に在宅期間がある場合はその期間に訪問すること。ただし、急な入退院の場合は特段の事情に該当。

・体調不良等を理由に利用者が月内の訪問を自ら拒んだ場合

※ この場合、可能な限り様子を確認し、特に独居の場合は医療機関への連携が必要でないか留意してください。

※ 一時的な場合は、月内で日程を再調整してください。

ポイント②☞ 「特段の事情」があっても、モニタリング自体が免除される訳ではありません。
以下の対応をとってください。

《特段の事情で利用者の居宅訪問・面接が出来ない場合の具体的な手順》

① その特段の事情について、第5表居宅介護支援経過等に具体的な内容を記録する。

※ 月内に訪問・面接が出来ないことについても分かる内容で記録すること。

② 電話や家族への面接等、別の方法を検討し、可能な限り情報収集等（モニタリング）を行う。

③ ②について「いつ、誰に、どの方法でモニタリングを行ったか」、「モニタリングした内容」について第5表居宅介護支援経過等に記録する。

⇒ ①～③の対応（記録）に不備がある場合は、運営基準減算に該当するものとして原則として給付費返還とします。

●少なくとも1月に1回は、モニタリングの結果を記録する●

ポイント①☞ 記録は、どんな事情があっても免除されません。
(特段の事情で居宅での面接が出来なかった場合でも、可能な限りモニタリングを行う必要はあるため、記録は必須です。)

ポイント②☞ 「1月に1回は」とあるとおり、月末までに記録を行うこと。

ポイント③☞ 記録内容には、ケアプラン全体の確認・評価がなくてはなりません。

利用者の心身の状態、生活環境、ニーズ、サービスへの満足度等を確認するだけでなく、それを踏まえた上で、目標の達成状況やサービスの内容・事業者等が適切かといった評価まで行うこと。

内容が不十分な場合は減算となります。

記録する様式は問いませんが、

- 必要な内容(次頁参照)を網羅していること
- 利用者ごとに整理していること
- 契約終了後2年間の保存に耐えることが必要です。



介護支援専門員の手帳やメモに記録する方法は、この要件を満たすことが困難であるため、適切とは言えません。

●モニタリングにおける確認・評価の必須ポイント

- ☆ 利用者やその家族の意向・満足度
- ☆ 計画通りにサービス提供されているか
- ☆ 目標の達成状況
- ☆ 新たな課題・変化はないか
- ☆ ケアプラン変更の必要性

※ 少なくとも以上の点について確認・評価を行い、その内容が分かる記録を残す。

※ 生活上の課題・ニーズや、サービス内容の適合状況等に変化・課題が認められた場合は、ケアプラン変更の必要性の有無を含め柔軟に検討し、対応を記録する。

毎月の記録が全く同じ内容となっていて、適切にモニタリングを行っているのかが疑われるような記録も散見されます。

状態が安定し、変化が無いように見える利用者であっても、丁寧な記録を積み重ねることによって異変に気付ける可能性が高くなり、新たなニーズの発見やケアプランの変更に繋がることもあります。

なるべく具体的に記録するよう心がけましょう。



参 考

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号） 第3居宅介護支援費に関する事項 6(4)

「草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年3月20日条例第11号） 第16条第13号・同第15号